令和２年度第１回
新宿区居住支援協議会
資 料 ２

新宿区居住支援協議会会則の改正について

本協議会の開催は一堂に会することが標題の会則上の条件となっています。また議事は出席者の過半数で決するものとなっており（会則第７条）、書面開催は会則上に規定がありません。

しかしながら、昨今のコロナ禍の状況を鑑み、通常の開催は困難であることから、今回は会則第 12 条に基づき書面開催とさせていただきます。

なお、今後も書面開催が見込まれることを踏まえ、今回の議題において、書面開催について規則に明記する旨の会則変更を次のとおり事務局から発議します。

１　会則の改正概要

やむを得ない事由により協議会を開くことができないと判断した場合は、書面による開催及び意見聴取による賛否によって協議会の議決に代えることができることとする。

２　会則改正新旧対照表

新	旧
第１条～６条（省略） （定足数） 第７条１項及び２項（省略） ３　会長は、やむを得ない事由により総会を開くことができない場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。 第８条～12 条（省略） 付　則 この会則は、令和３年１月○日から施行する。	第１条～６条（省略） （定足数） 第７条１項及び２項（省略） 第８条～12 条（省略）

３　新宿区居住支援協議会会則（改正案）

別添「資料３」のとおり。